

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会 設置要綱の一部改正について

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正（案）

改 正	現 行
<p>(協議会の構成員)</p> <p>第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。</p> <p>～省略～</p> <p>(協議会の運営)</p> <p>第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、協議会の場を総括する。</p> <p>3 会長の任期は<u>平成31年9月30日</u>までとする。</p> <p>4 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>5 協議会には事務局を設置する。</p> <p>6 事務局には、事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。</p> <p>7 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。</p> <p>8 事務局長の任期は<u>平成31年9月30日</u>までとする。</p> <p>～省略～</p> <p>16 会長は、次に掲げる事項に<u>加え軽微な事項について</u>、やむを得ない事由により協議会<u>の開催が困難な</u>場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の協</p>	<p>(協議会の構成員)</p> <p>第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。</p> <p>(協議会の運営)</p> <p>第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、協議会の場を総括する。</p> <p>3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。</p> <p>4 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>5 協議会には事務局を設置する。</p> <p>6 事務局には、事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。</p> <p>7 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。</p> <p>8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。</p> <p>～省略～</p> <p>16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の協議に代えるこ</p>

議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成23年7月5日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年12月17日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年1月22日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年2月25日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月23日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成 年 月 日一部改正、同日から施行する。

とができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成23年7月5日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年12月17日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年1月22日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年2月25日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月23日一部改正、同日から施行する。

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

制 定 平成21年10月28日

(目的)

第1条 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、甲府交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組みを中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
2 この要綱において、「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車を用いる。
3 この要綱において、「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
4 この要綱において、「労働組合」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。
5 この要綱において、「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認められる事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

(注) (1)～(4)は法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同条第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長
 - ① 山梨県知事又はその指名する者
 - ② 甲府市長又はその指名する者
 - ③ 甲斐市長又はその指名する者
 - ④ 中央市長又はその指名する者
 - ⑤ 昭和町長又はその指名する者
- (2) タクシー事業者等
 - ① 一般社団法人山梨県タクシー協会 会長
 - ② 山梨県タクシー協会甲府支部 正副支部長
- (3) 労働組合
 - ① 全国自動車交通労働組合総連合会山梨地方連合会を代表する者
 - ② 全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者
- (4) 地域住民の代表
 - ① 甲府市自治会連合会 会長
 - ② 甲斐市自治会連合会 会長
 - ③ 甲府市消費者協会 会長
- (5) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 甲府駅長又はその指名する者
- (6) 学識経験者
- (7) その他協議会が必要と認める者
 - ① 山梨労働局長又はその指名する者
 - ② 山梨県警察本部長又はその指名する者

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の場を総括する。

3 会長の任期は平成31年9月30日までとする。

4 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には、事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

7 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成31年9月30日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として、会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 役員の選出を議決する場合 前条に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合は、それぞれ種別ごとに1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 関係地方自治体の長が全て合意していること。

② 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

② 準特定地域計画に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)～(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。

12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものと

し、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会の開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。
- 15 協議会は協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に加え軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の協議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成23年7月5日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年12月17日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年1月22日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年2月25日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月23日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成 年 月 日一部改正、同日から施行する。

タクシー事業の現状について

1. 特定事業計画の認定申請状況及び認定状況について (平成29年3月31日現在)

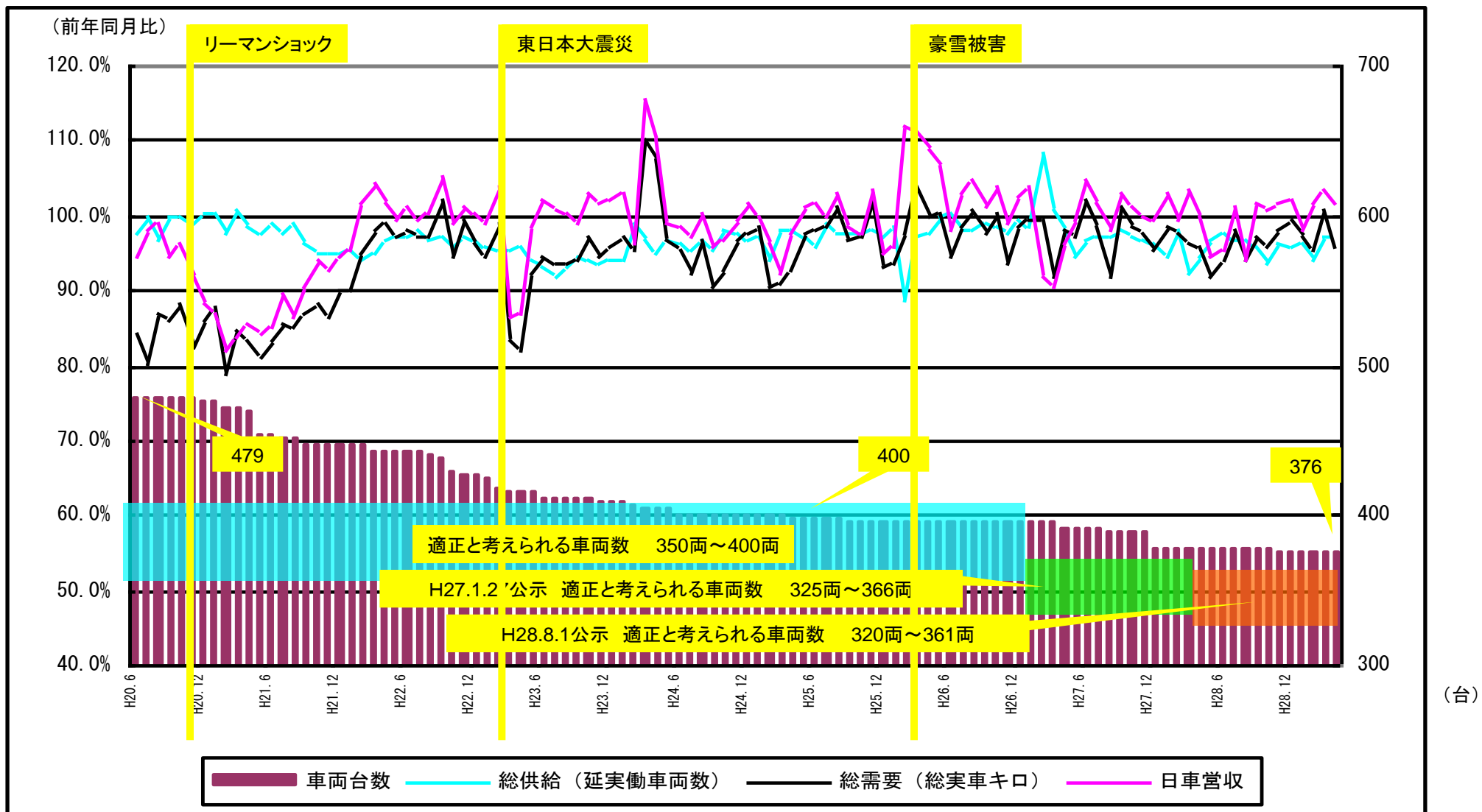
営業区域名	地域計画合意	事業者数 (H28.3末)	申 請				認 定			
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			申請者数	うち事業再構築を定めた者		
				申請者数	減車数	休車数		申請者数	減車数	休車数
甲府交通圏	H22.3.10	22	22	13	22	10	22	13	22	10

営業区域名	現在車両数 ① ※H29.3末	適正車両数 上限との乖 離率 (1-③/①)	申請された 減・休車がすべて 実施された場合の 車両数 ②	適正車両数 上限との乖 離率 (1-③/②)	適正車両数 (H28.8.1公示) (平成28年8月1日一部改正)	
					下限値	上限値③
甲府交通圏	376	4.0%	376	4.0%	320	~ 361

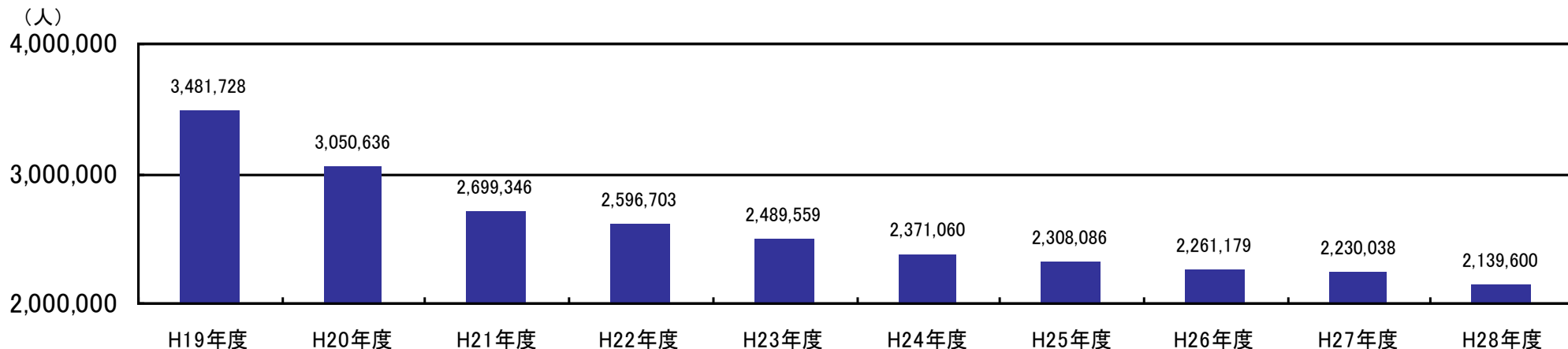
●旧特措法時の基準車両数と適正車両数(参考)

営業区域名	基準 車両数 ①	現在 車両数 ②	減車率 (1-②/①)	申請された減・ 休車がすべて実 施された場合の 車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された基準 車両数と適正と考えら れる車両数との乖離	適正車両数
甲府交通圏	479	376	22%	376	22%	16.5%~26.9%	350~400

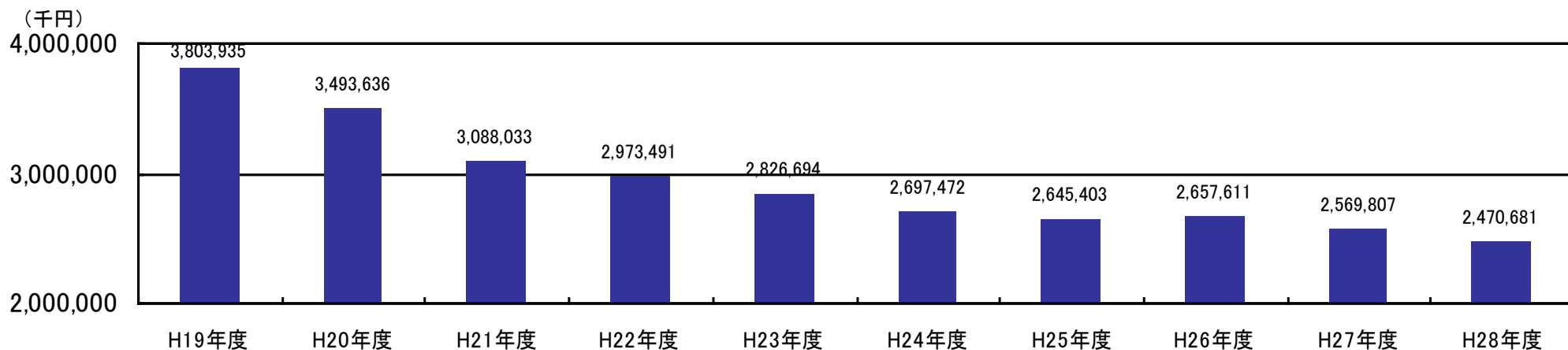
2.車両台数と総需要量、総供給量、日車営収の推移



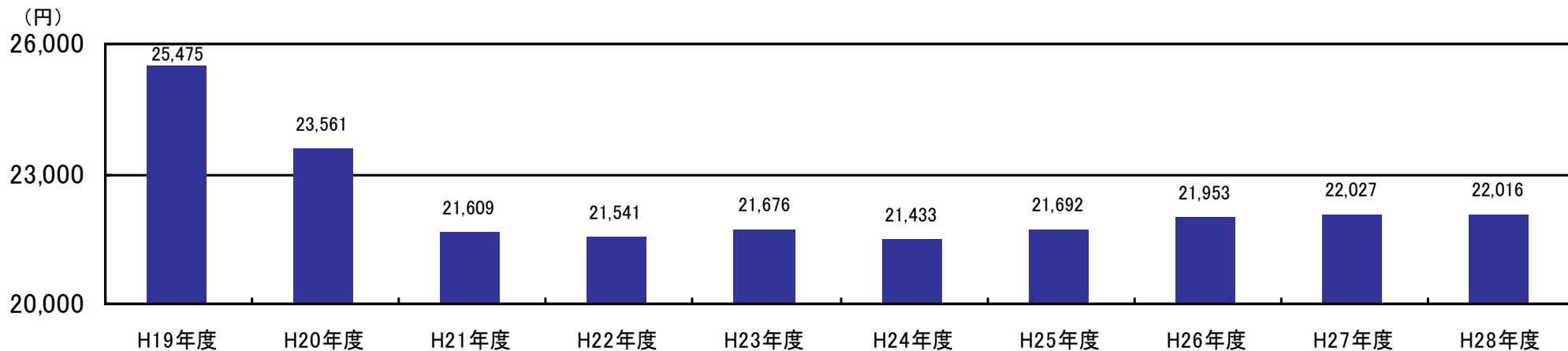
①輸送人員の推移



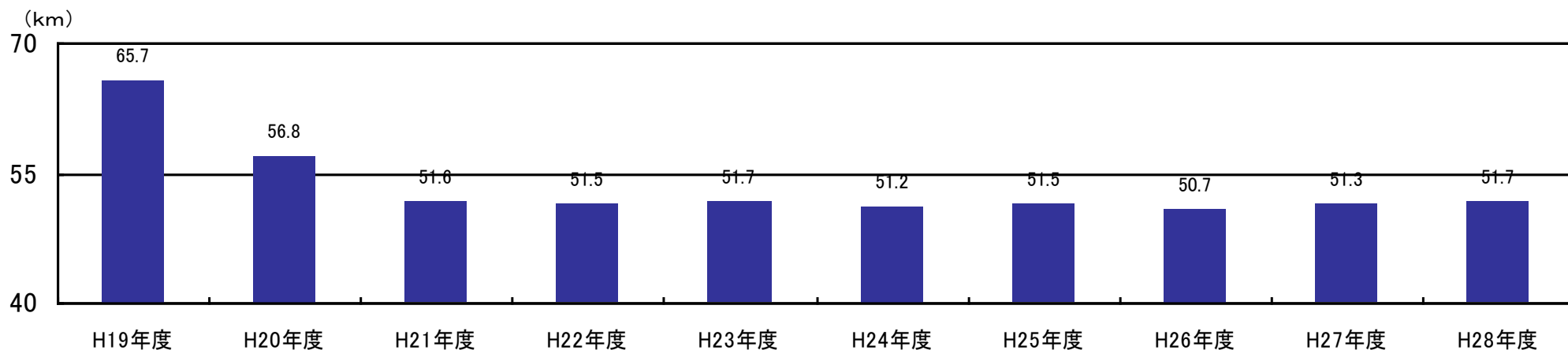
②営業収入の推移



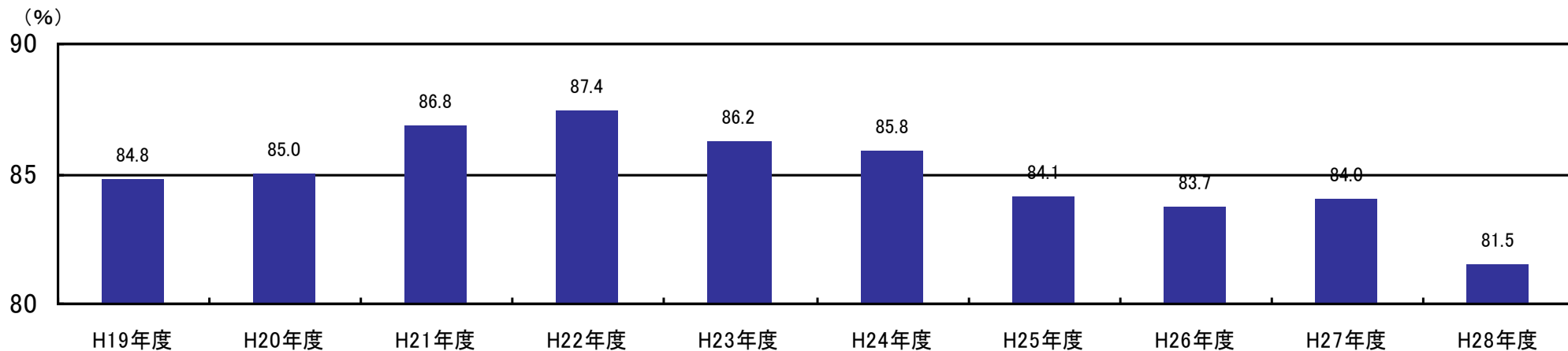
③日車収入の推移



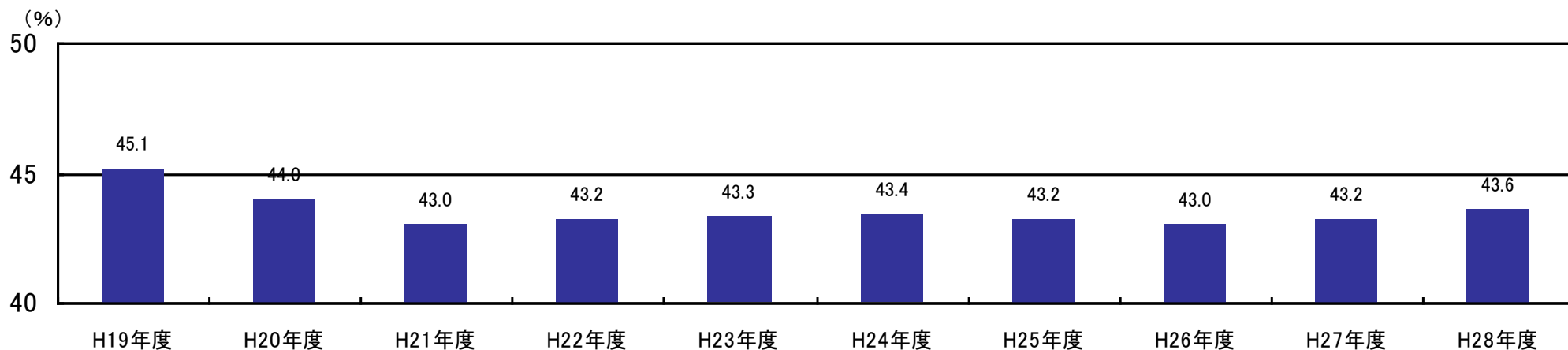
④日車実車キロの推移



⑤実働率の推移



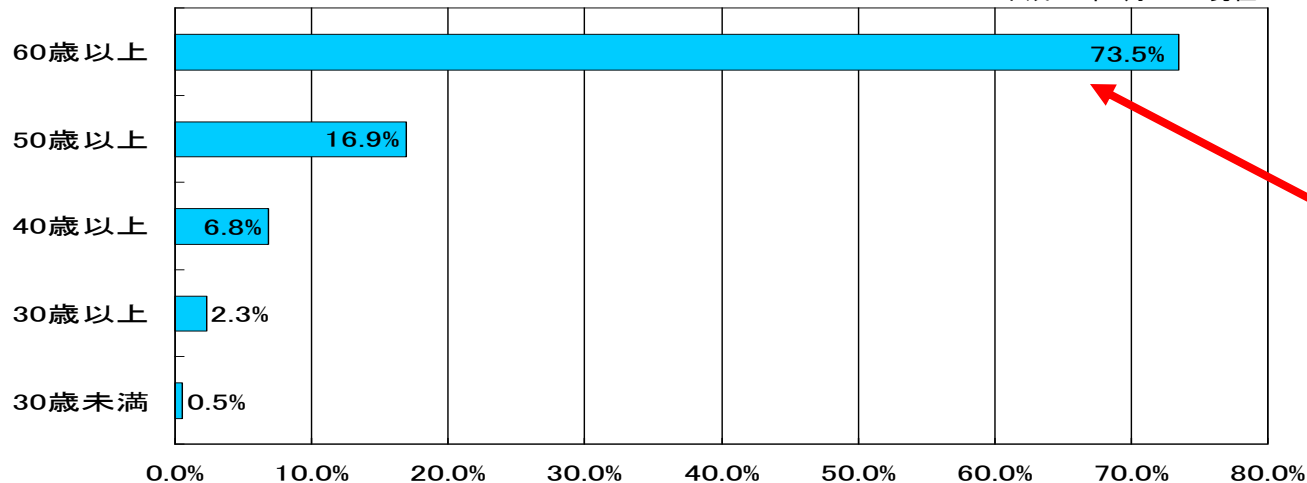
⑥実車率の推移



4.タクシー運転者の年齢構成・平均年齢

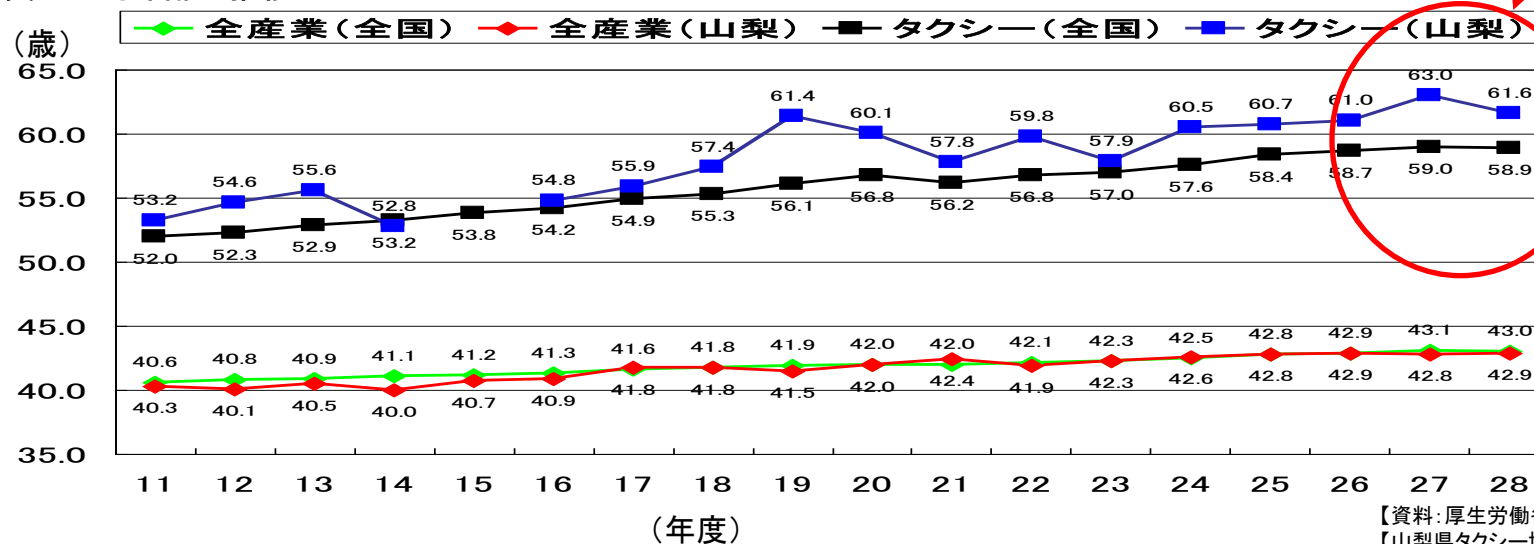
乗務員の年齢別構成

平成29年3月31日現在



ドライバーの高年齢化が進展

乗務員の平均年齢の推移



【資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」】
【山梨県タクシー協会調べ】

改正特措法施行後の取組み状況について

地域計画の目標

- ① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり
- ② 安全性の維持・向上
- ③ 環境問題への貢献
- ④ 交通問題、都市問題の改善
- ⑤ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ⑥ 観光立国実現に向けての取り組み
- ⑦ 防災・防犯対策への貢献
- ⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ⑨ 事業経営の活性化、効率化

【接客サービス向上のための研修会の実施（乗務員）】

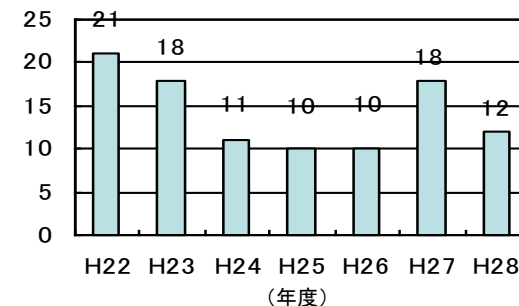
ドライバーの評価は社会や地域全体の評価にもつながり、お客様と地域を結びつける重要な役割を果たすことから接客サービス向上研修会を実施し、ドライバー全体のレベルアップを図っている。

●乗務員研修会

年度	受講者数	研修内容
平成22年度	615人	<ul style="list-style-type: none"> お客様の共感と呼ぶ接客・接遇について 苦情に関する具体的事例について ほか
平成24年度	844人	<ul style="list-style-type: none"> 「第28回国民文化祭・やまなし2013」の概要について 接客マナーの向上について ほか
平成26年度	539人	<ul style="list-style-type: none"> 外国人観光客への対応について 薬物乱用防止について



●苦情件数

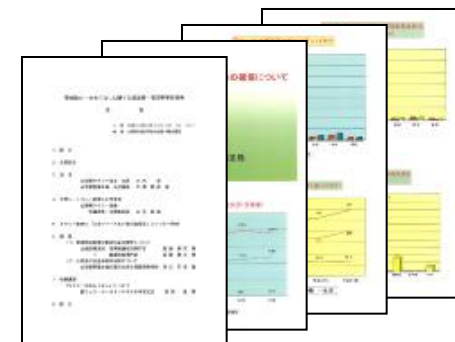


【資料：山梨運輸支局】

【接客サービス向上のための研修会の実施（経営者・管理者）】

●経営者・管理者研修会

年度	受講者数	研修内容
平成24年度	84人	<ul style="list-style-type: none"> ・「全席シートベルト着用宣言車」について ・「タクシーのおもてなし」について
平成25年度	72人	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車の事故防止対策について ・山梨県の交通事故状況等について
	71人	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員の運行管理について ・運輸安全マネジメントについて ・点呼の実施方法等に関するグループ別討議について
	82人	<ul style="list-style-type: none"> ・監査方針、行政処分基準等の改正概要について ・最近の監査による行政処分の傾向について
	66人	<ul style="list-style-type: none"> ・運転と健康管理について
平成26年度	68人	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車の事故防止対策について ・最近の交通事故情勢等について
平成27年度	83人	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車の事故防止対策について ・最近の交通事故情勢等について ・運転者登録制度等について
平成28年度	67人	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車の事故防止対策について ・最近の交通事故情勢等について



【ユニバーサルデザインタクシー車両の導入促進】

ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）とは

ユニバーサルデザインタクシーとは、健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい【みんなにやさしい新しいタクシー車両】であり、誰もが普通に使える一般のタクシーです。

【ユニバーサルデザインタクシー周知活動】

目的：県民、市民・自治体職員への周知

内容：市役所等において、UDタクシー車両を展示し、来庁者等に実際に触れてもらい周知活動を行った。

場所：甲府市役所・笛吹市役所・北杜市役所・石和共立病院

時期：平成29年2月

主催：山梨運輸支局、山梨県タクシー協会、甲斐日産(株)

※今後も継続的に実施する予定

UDタクシー導入実績

平成23年度	1両
平成24年度	4両
平成25年度	2両
平成26年度	1両
平成27年度	2両
平成28年度	0両

【資料：山梨県タクシー協会調べ】



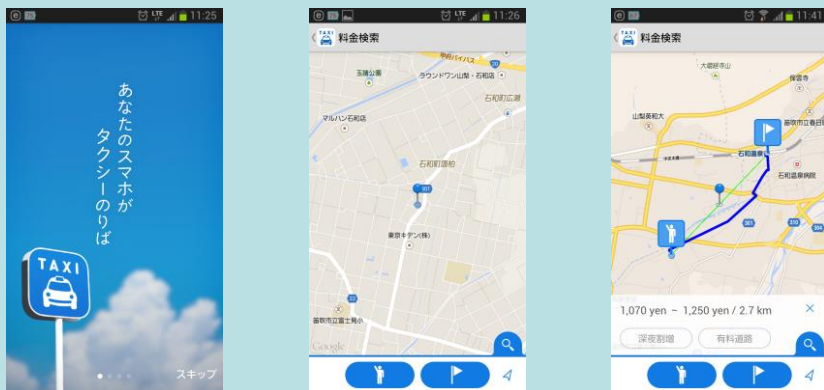
【IT機器対応の配車（スマートフォン配車）】

スマートフォンのGPS機能を使って簡単にタクシーが呼べるサービスです。

【特徴】

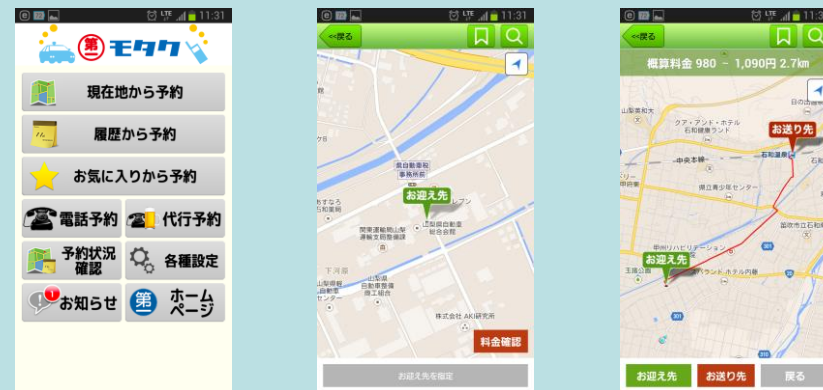
- ・端末のGPSから位置を特定し、現在地にタクシーが呼べる
- ・時間と場所を指定しての予約が可能
- ・出発地から目的地までの概算運賃が計算できる
- ・おおよそのお迎えの時間が確認できる

【全国タクシー配車】山梨貸切自動車



【平成24年7月から実施】

【モタク】第一交通グループ



【平成26年7月から実施】

【ママサポートタクシーの導入】第一交通グループ

陣痛時に不安を抱える妊婦さんは多く、万が一の場合のお迎え場所・かかりつけの病院・出産予定日などを事前に登録し、安心して出産を迎える環境を整えるサービスです。

近年の核家族化の社会状況の下で、タクシーがお客様の視点に立ちご要望に応えられるようサービスの充実に努め、地域の信頼を得る「存在価値のあるタクシー」として地域社会の貢献に努める。

対象のお客様
妊娠中の方、子育て中の方

ご利用料金は
通常のタクシー料金



第一交通グループでは、妊娠中や子育て中のお母さんを応援するために、ママサポートタクシーを展開しております。

- 陣痛がはじまり、ご家族が不在で不安なとき
- 自宅やかかりつけの病院までの道案内が不安
- 定期診断や買物が不便
- お子様の急な発熱時 etc

平成27年4月5日
山梨日日新聞



助産師研修会



②安全性の維持・向上

【車内外を録画できるドライブレコーダーの導入】

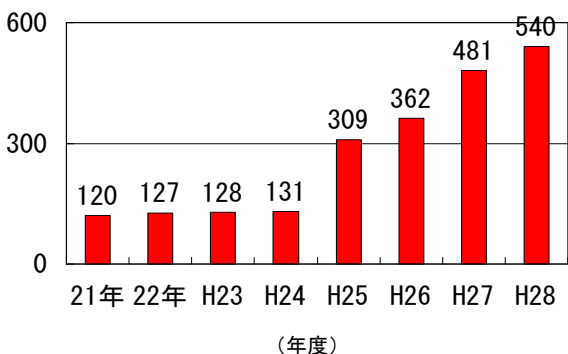
「事業用自動車総合安全プラン2009」における事故削減目標を上回る取り組みに向け、ドライブレコーダー等の導入を図るとともに、これらの機器を活用した安全教育の実施を行い事故防止の徹底を図っている。

ドライブレコーダーの導入により、運転者の安全意識が高まり、抑止効果があるほか、安全教育等にも活用されている。



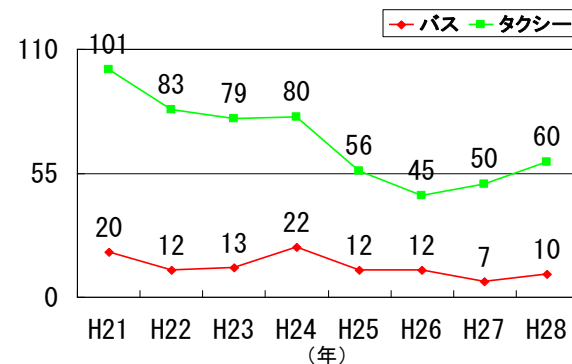
【ドライブレコーダーの画像】

●ドライブレコーダーの導入状況 (山梨県)



【山梨県タクシー協会調べ】

●事業用自動車の交通事故の推移



【資料：山梨県警察本部】

【アルコール検知器の導入】

●アルコール検知器の義務化

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため平成23年5月1日より、運送事業者が運転者に対して実施されている点呼について、運転者の酒気帯びの有無を確認する際にアルコール検知器を使用すること等が義務化。

全社導入済み



③環境問題への貢献

【電気自動車・ハイブリッド車等低公害車の導入促進】

温室効果ガスの削減を図るため、エコドライブやアイドリングストップの推進により若干ではあるが走行距離が延び、CO₂排出量を削減している。また、低公害車等を積極的に導入している。

低燃費LPG車 : 平成22年 燃費基準を達成したクラウンコンフォート等

ハイブリッドタクシー : 内燃機関とモーターの2つの動力を持つ。プリウス等

電気自動車タクシー : NO_x、CO₂の排出ゼロ。リーフ等



【ハイブリッドタクシー】



【電気自動車タクシー】

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
低燃費LPG車		27	53	40	9	5	40	56
ハイブリッド車	3	3	6	3	4	3	7	9
電気自動車			1	4				

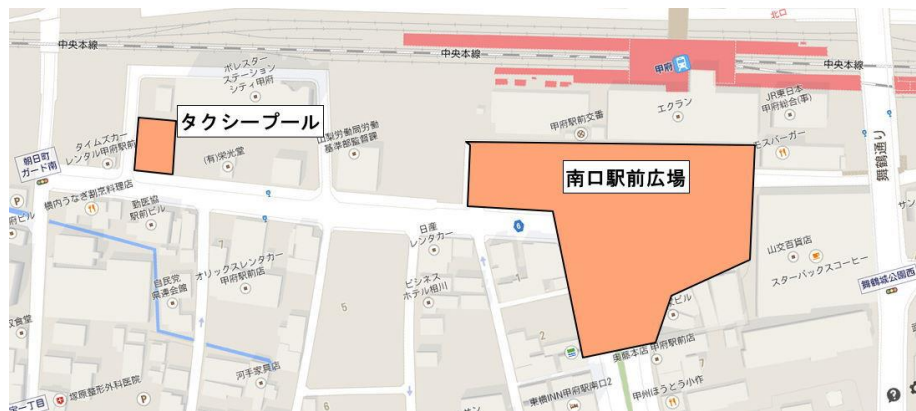
(年度)

【山梨県タクシー協会調べ】

④交通問題、都市問題の改善

【甲府駅南口・ショットガン方式の導入】

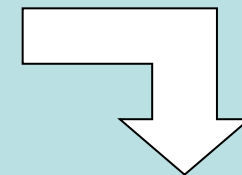
山梨県が駅前周辺の再整備を計画しており、駅前広場を有効活用するために公共交通機関と一般車両を分離し利用しやすい広場とするため、タクシープールは駅前から離れた場所へ移設し、ショットガン方式を採用して乗り場への流入を調整する。(平成27年7月実施)



※ショットガン方式

ショットガン方式とは、駅周辺における客待ちタクシーの待機列を解消するため、駅乗り場から離れた大規模タクシープールを活用し、タクシーの駅乗り場への流入を調整するシステムのことです。

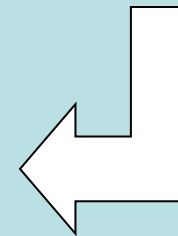
【タクシープール (40台)】



【駅前タクシー乗り場 (6台)】



【駅前タクシー乗り場 (2台)】



⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

【都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進】

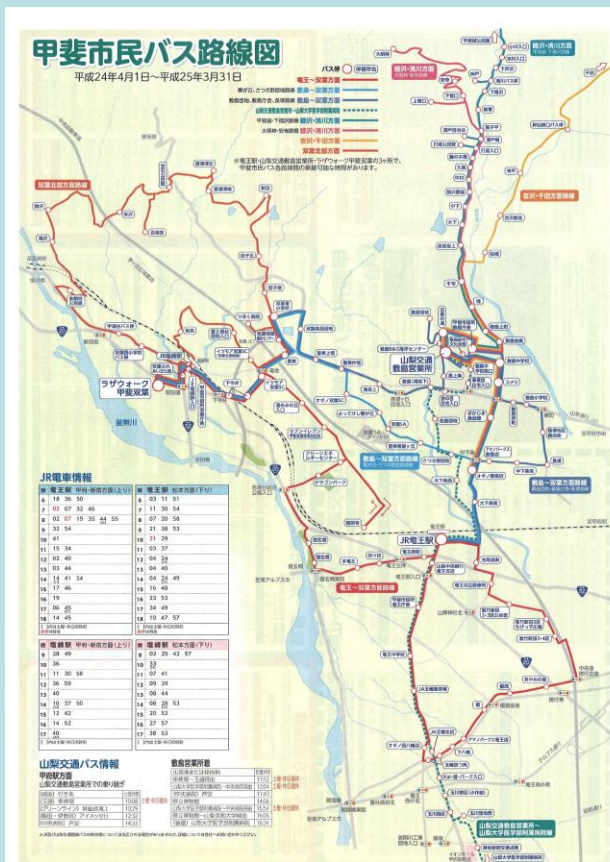
自治体が主催する地域公共交通会議等へタクシー事業者が参画し、高齢者など交通弱者の移動手段の確保、交通不便地域の解消等を図るため地域の関係者と一体的かつ継続的に協議を行う。

●市町村が主催する主催する地域公共交通会議等へタクシー事業者の参画回数

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
甲府市		2	2				2	1
中央市		3	5	2	3	3	3	1
甲斐市	1	4	2	2		1		1

(年度)

甲斐市では従来から行っていた循環バス、路線バスに加え、市民に親しまれ、より利用しやすい運行サービスとして、乗合タクシーの運行が実現された。



【観光タクシーの運行】

山梨県の観光振興の一つとして、従来から運行していた甲府駅発の観光タクシーのコース及び金額を見直し、平成24年10月1日より新たな観光タクシーをスタートさせた。
また、竜王駅及び東花輪駅からのコースも新設した。

観光タクシーモデルコース

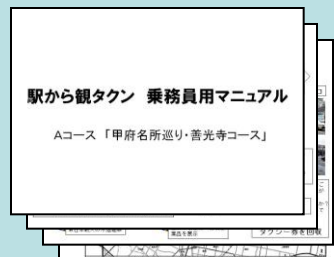
発地	観 光 コ ー ス	【00分】は見学時間	着地	所要時間	車種	運賃	
甲府 エリ ア ・ 湯 村 エ リ ア	A - 昇仙峡コース →昇仙峡滝上【45分】→昇仙峡P→和田峠展望台【10分】→		甲府 エリ ア ・ 湯 村 エ リ ア	2:00	特大 13,000 大型 12,500 普通 10,000 小型 19,500		
	B - ミレーの美術館と昇仙峡コース →県立美術館【50分】→昇仙峡滝上【50分】→昇仙峡P→和田峠→			3:00	特大 18,500 大型 15,000 普通 22,500 小型 17,500		
	C - 昇仙峡とワイナリーコース →昇仙峡滝上【60分】→昇仙峡P→サントリー登美の丘【40分】→			3:30	特大 35,500 大型 34,500 普通 27,500 小型 42,000		
	D - 昇仙峡と武田家ゆかりのコース →天神森→(徒歩)【90分】→昇仙峡滝上→武田神社【25分】→善光寺【25分】→恵林寺【50分】→			5:30	特大 40,500 大型 32,500 普通 27,500 小型 42,000		
	E - 甲斐路めぐりコース →武田神社【20分】→信玄の墓【5分】→昇仙峡滝上【60分】→昇仙峡P→サントリー登美の丘【60分】 →県立美術館【60分】→地場産業センター【20分】→善光寺【20分】→			6:30	特大 48,500 大型 47,000 普通 37,500 小型 47,000		
	F - 富士五湖めぐり →河口湖【60分】→山中湖【60分】→西湖【40分】→本栖湖【30分】→精進湖【30分】→			7:30	特大 6,500 大型 6,300 普通 5,000 小型 19,500		
	G - 甲府の夜景コース (16:00~22:00) →山宮(経由)→見晴らし台【10分】→和田峠展望台【10分】→			1:00	特大 18,500 大型 18,500 普通 15,000 小型 19,500		
	H - 甲斐路南部・考古博物館コース →考古博物館【50分】→象牙美術館【20分】→山崎方代の里【10分】→太陽光発電所【15分】→			3:00	特大 13,000 大型 12,500 普通 10,000 小型 13,000		
	I - 信玄塚と昇仙峡コース →信玄塚【10分】→ドラゴンパーク(経由)→昇仙峡滝上【45分】→昇仙峡P→			竜王 駅	2:00	特大 13,000 大型 12,500 普通 10,000 小型 19,500	
	J - 信玄塚とミレーの美術館コース 信玄塚【20分】→山縣神社【15分】→県立美術館【50分】→				2:00	特大 13,000 大型 12,500 普通 10,000 小型 19,500	
東花輪 駅	K - 甲斐路南部名所めぐり →考古博物館【50分】→象牙美術館【20分】→山崎方代の里【10分】→太陽光発電所【15分】→		東花輪 駅	3:00	特大 19,500 大型 18,500 普通 15,000 小型 19,500		

- 1 甲府・湯村エリアの範囲は次の通りです。詳細はお申し込みの際、ご確認ください。
甲府エリア=甲府駅を中心に半径1キロ圏内、湯村エリア=湯村温泉を中心に半径500m圏内です。
- 2 料金は前払いをお願いします。
- 3 拝観料、入館料、飲食代、有料道路料、駐車料等の費用は、別途お客様のお支払いとなります。
- 4 見学時間の延長、指定コース以外の箇所への立ち寄りはありません。
- 5 障害者等その他の割引はありません。
- 6 タクシーの車内は全車両禁煙です。
- 7 上記以外のコースについても、ご相談に応じます。お問い合わせ、お申し込みは裏面発地別のタクシー会社へどうぞ。

【鉄道と連携した観光タクシーの導入（駅から観タクン）】

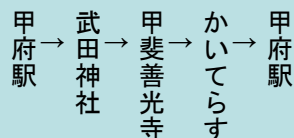
鉄道利用者が駅から観光地へのアクセス向上とタクシーの利用促進を図るため、JR東日本八王子支社と連携し、甲府駅を起点としたタクシーで観光スポットを巡る「駅から観タクン」を整備した。

また、「甲府名所巡り 芸術の森コース（Bコース）」を廃止し、より利用していただけるよう、コースの見直しを行い、今年度中の実施を検討中。

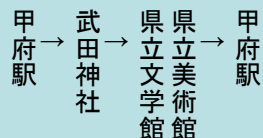


コース

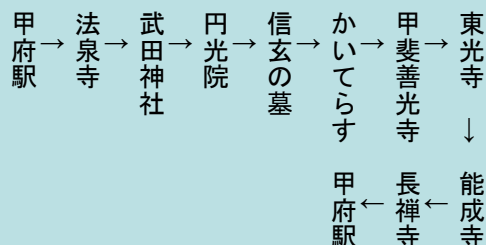
・ 甲府名所巡り 善光寺コース（Aコース）



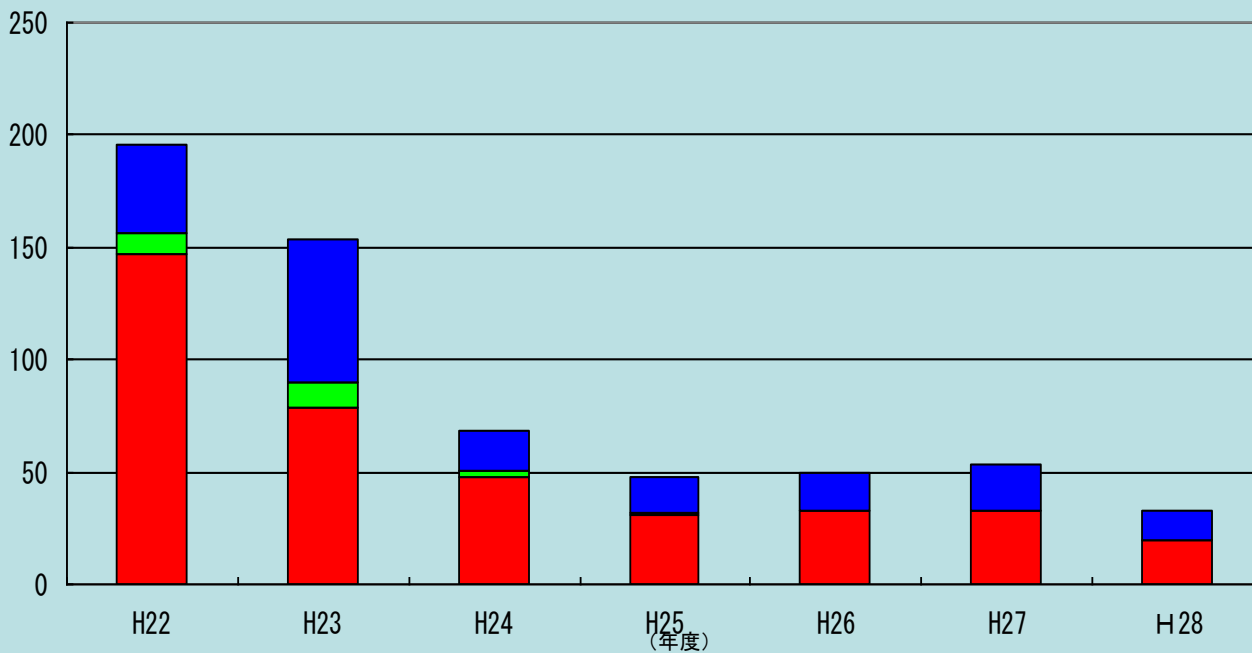
・ 甲府名所巡り 芸術の森コース（Bコース）



・ 信玄公ゆかりの史跡コース（Cコース）



■ Aコース ■ Bコース ■ Cコース



【観光タクシー乗務員認定制度の導入（山梨おもてなしドライバー）】

趣旨 （一社）山梨県タクシー協会と（公社）やまなし観光推進機構は、基本的な接客・接遇等のマナー・技術、山梨県に関する地理・歴史等の知識を備えたうえで、「おもてなし」の心を持ち、山梨の観光情報等を提供しながら、安全・快適にお客様を案内できるタクシードライバーを「**山梨おもてなしタクシードライバー**」として育成・認定する

内容

- ・養成講座全5コマを全て受講し、最終日の試験に合格したドライバーを認定する
- ・合格者に認定証・マグネットステッカーを交付する
- ・山梨県の観光ホームページ「富士の国山梨観光ネット」上で、認定されたドライバーを紹介する

養成講座の内容

- ・山梨県に関する基礎知識（歴史・文化、基礎情報等）
- ・山梨県の最近の話題、映画・ドラマの撮影場所
- ・最近の観光動向
- ・各地域ごとの知識
- ・接客接遇について
- ・あらゆるお客様に対するサービス（ユニバーサルサービス）

合格者数

平成21年度	54名	平成26年度	30名
平成22年度	32名	平成27年度	14名
平成23年度	37名	平成28年度	15名
平成24年度	27名		
平成25年度	26名		
		計	235名



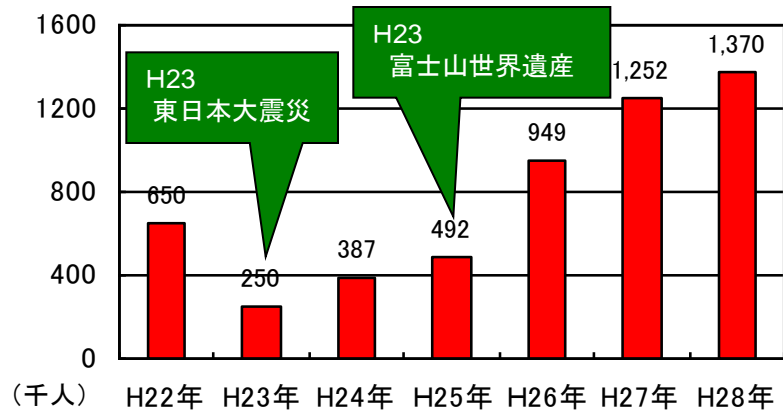
【やまなし観光推進機構HP】



【指差し外国語シート・外国語会話集】

富士山の世界文化遺産登録や南アルプス国立公園一帯のエコパーク登録などにより、本県を訪れる外国人観光客は年々増加しつつあり、外国人観光客に対し、乗務員が「おもてなし・思いやり」の心を持って気軽に対応できるよう3カ国語【英語・韓国語・中国語】による指差し外国語シート・外国語会話集を作成し、平成26年10月に県内全乗務員に配布した。

【山梨県に宿泊した外国人旅行客数】



【資料：山梨県観光部】



【取組内容】

- ・山梨県警察と協定し、犯罪の発見並びに防止、徘徊老人や迷子を保護発見した場合、最寄りの警察署に通報する制度「110番協力タクシー」を実施している。
- ・タクシー強盗については減少傾向にあるが、毎年1回山梨県警察と合同で防犯訓練を実施している。（平成28年12月実施）
- ・毎年1回山梨運輸支局と合同で年末の防犯パトロールを実施している。（平成28年12月実施）
- ・コンビニエンスストアの駐車場にタクシー優先スペースを設けて、タクシー車両が夜間も出入りすることにより、犯罪防止に貢献している。

【110番協力タクシー】



被害者の保護

- ・被害者をタクシー車内に保護
- ・被害者から事情を確認

警察への通報

- ・被害者から確認した事情及び現在地等を会社に連絡
- ・会社から警察に通報

安全の確保

- ・警察からの指示に従い、被害者の安全確保

【防犯訓練】



【災害時における緊急輸送等に関する協定】

山梨県と山梨県タクシー協会は「災害時における緊急輸送等に関する協定」を締結し、大規模災害時にタクシーを使って傷病者・対策に動く県職員の輸送また、タクシー無線を使って災害・被害の状況の情報収集等を行う。

協定締結：平成25年3月21日



【犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する協定】

山梨県警察と山梨県タクシー協会・山梨県トラック協会・山梨県バス協会は「犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結し、ドライブレコーダの情報を提供し、犯罪抑止及び交通事故防止並びに犯罪や交通事故発生時の早期解決について相互に協力する。

協定締結：平成25年10月22日



【電話詐欺の未然防止】

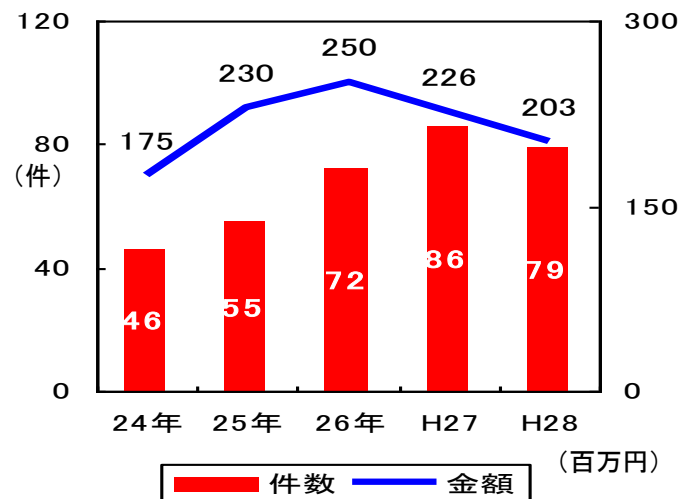
近年、高齢者を対象とした振り込め詐欺等の手口が一層巧妙化し、被害者を誘い出したり、犯人側が現金を手渡しで騙し取る際にタクシーが利用されるなど憂慮すべき状況にある。

【平成28年中のタクシー運転手による電話詐欺被害の阻止】

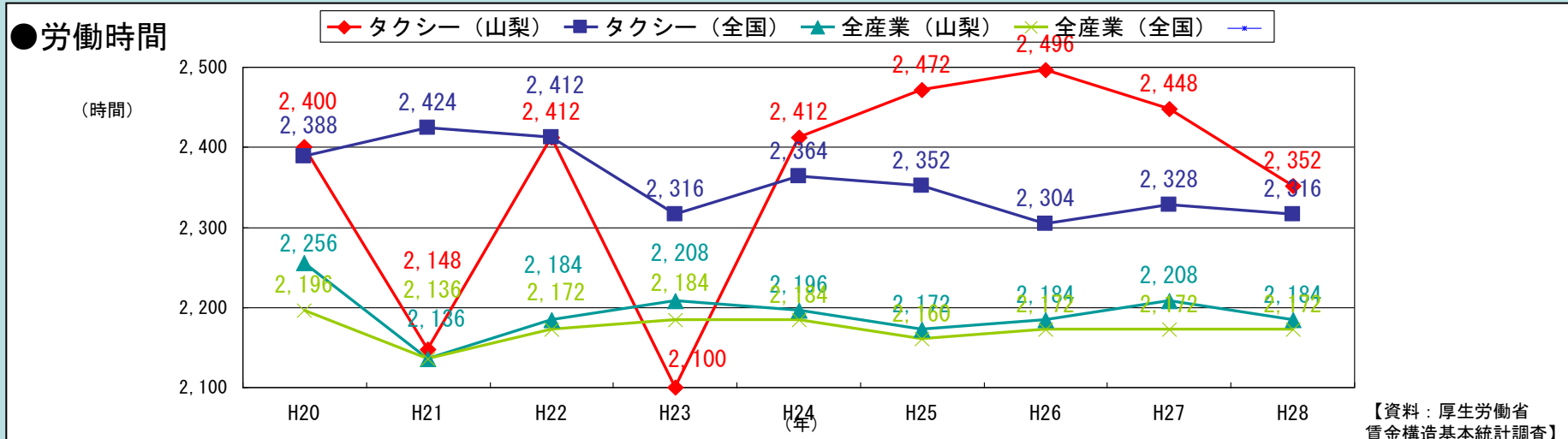
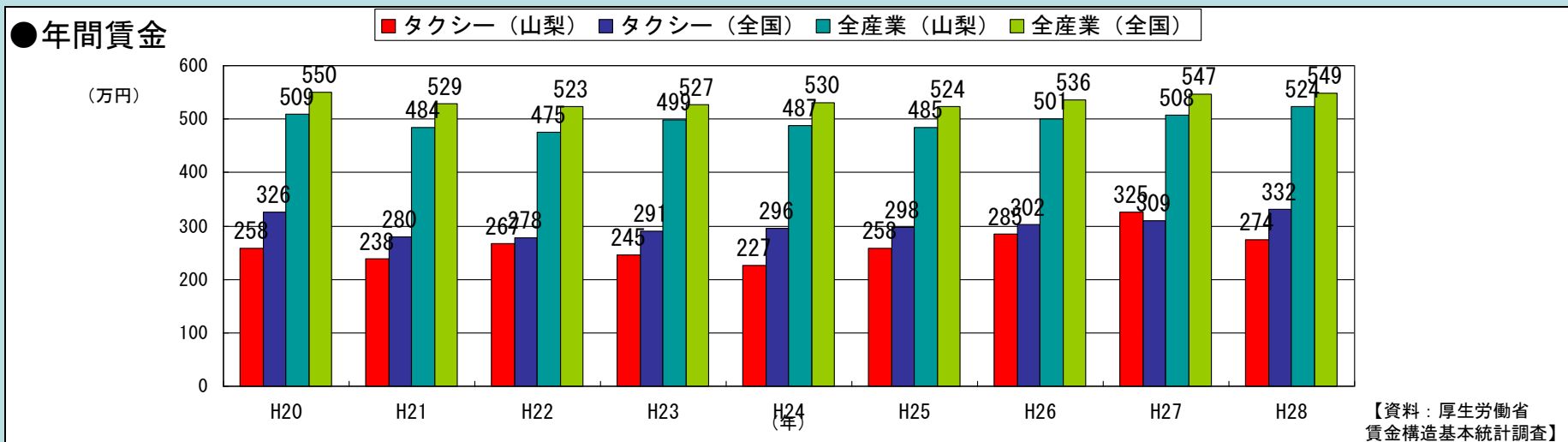
年月	概要
2月15日	被害者（70代女性）は、還付金詐欺にだまされ、自宅からタクシーを利用して犯人から指示されたホームセンターに設置のATMに向かった。タクシー運転手は、車内でやり取りした被害者との会話内容から詐欺被害を疑い、タクシー会社を通じて警察へ通報するなどして被害を未然に防止した。
5月5日	被害者（80歳女性）は、還付金詐欺の電話にだまされ、自宅からタクシーを利用して犯人から指示されたスーパーに設置のATMに向かった。タクシー運転手は、車内でやり取りした被害者との会話内容から詐欺被害を疑い、被害者を警察署に送るなどして被害を防止した。
6月21日	被害者（80代女性）は、還付金詐欺の電話にだまされ、自宅からタクシーを利用して犯人から指示されたATMに向かった。 タクシー運転手は、車内でやり取りした被害者の会話内容から詐欺被害を疑い、警察に通報するなどして被害を未然に防止した。
11月10日	被害者（70代女性）は、甥をかたるオレオレ詐欺の電話にだまされ、金融機関窓口で現金を引きだした後、甥が現金を受け取りに来るのを自宅で待っていた。タクシー運転手は、駅前からスーツ姿の若い男を乗車させたが、その男が受け子の特徴に似ていたこと、近い距離をタクシーで移動したことを不審に思い、タクシー会社を通じて警察に通報したことにより受け子の逮捕につながり被害を未然に防止した。

山梨県内での電話詐欺【被害件数・被害金額】

【資料：山梨県警察本部】



【運転者の年間賃金及び労働時間の比較・推移について】

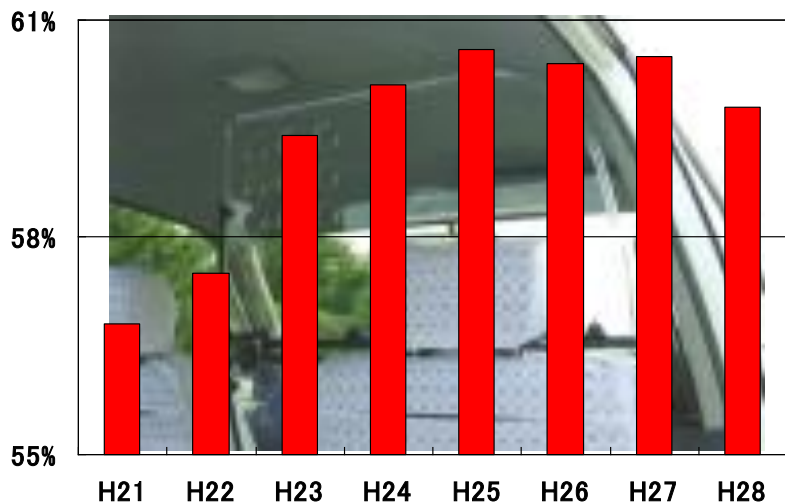


【取組内容】

- ・ 運転者の安全を守るために防犯ガラス、車内用の防犯カメラを積極的に導入している。
- ・ 最近では振り込め詐欺の犯人が、タクシーを利用して被害者宅を訪れ、現金を詐取するという手交型の事案が発生するなど予断を許さない状況にあることから、山梨県警察の指導のもと積極的に防犯対策を推進している。

●防犯ガラスの設置状況

(設置率)

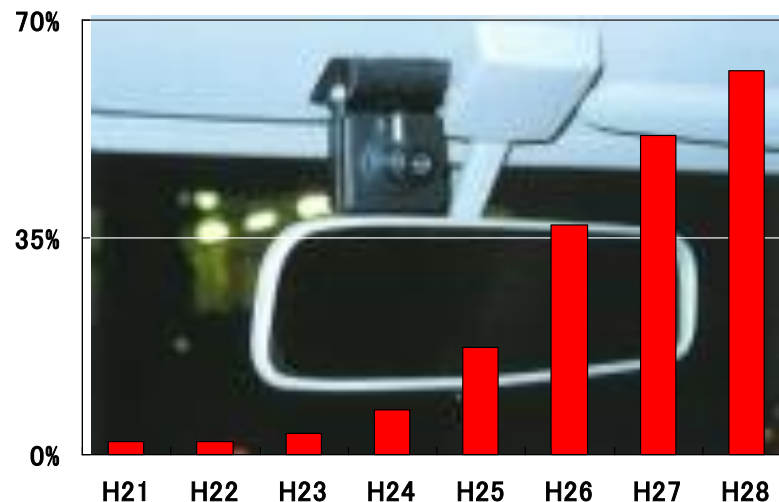


(年度)

【山梨県タクシー協会調べ】

●車内防犯カメラ

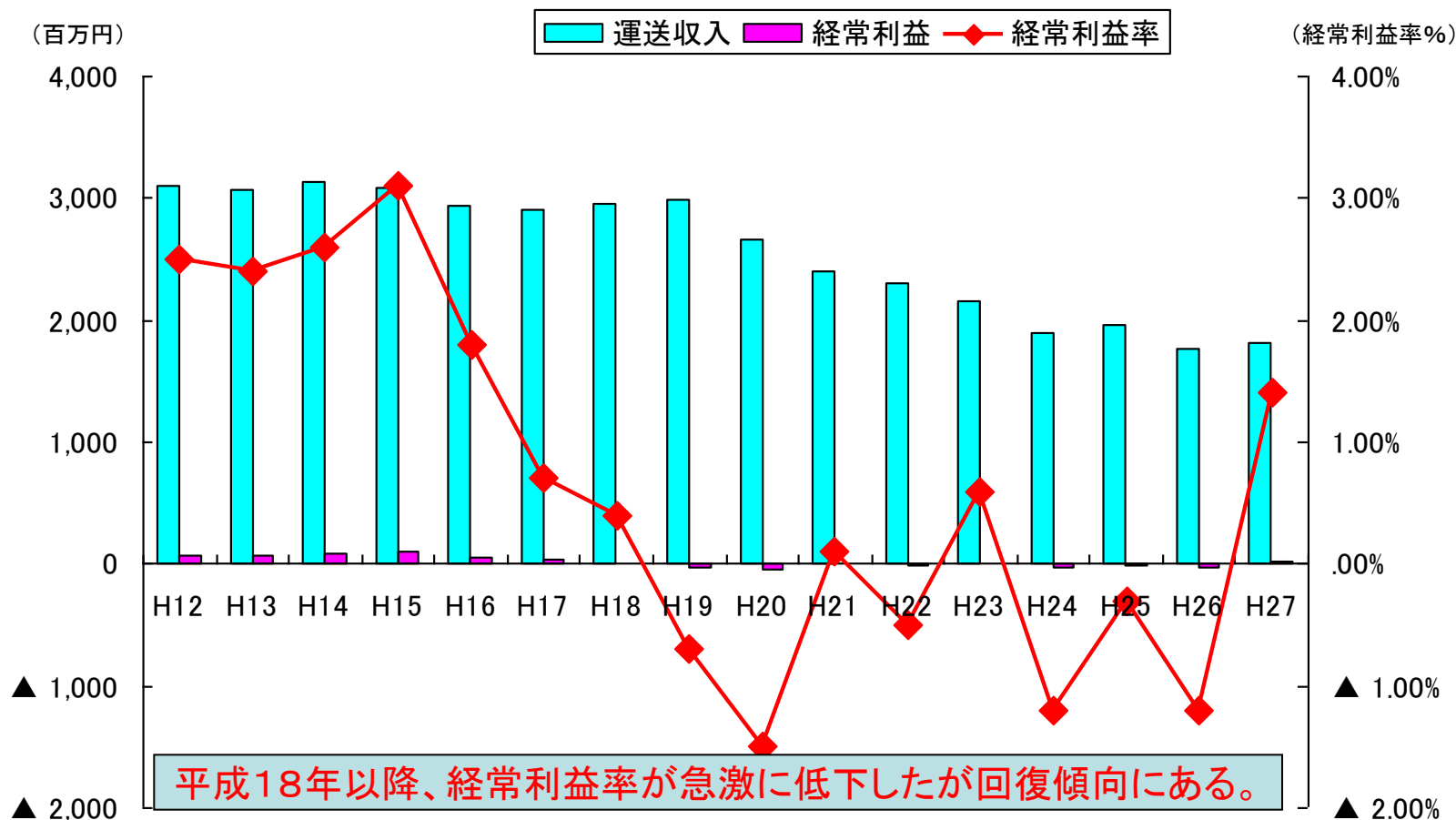
(設置率)



(年度)

【山梨県タクシー協会調べ】

【タクシー運送収入と経常利益の推移】

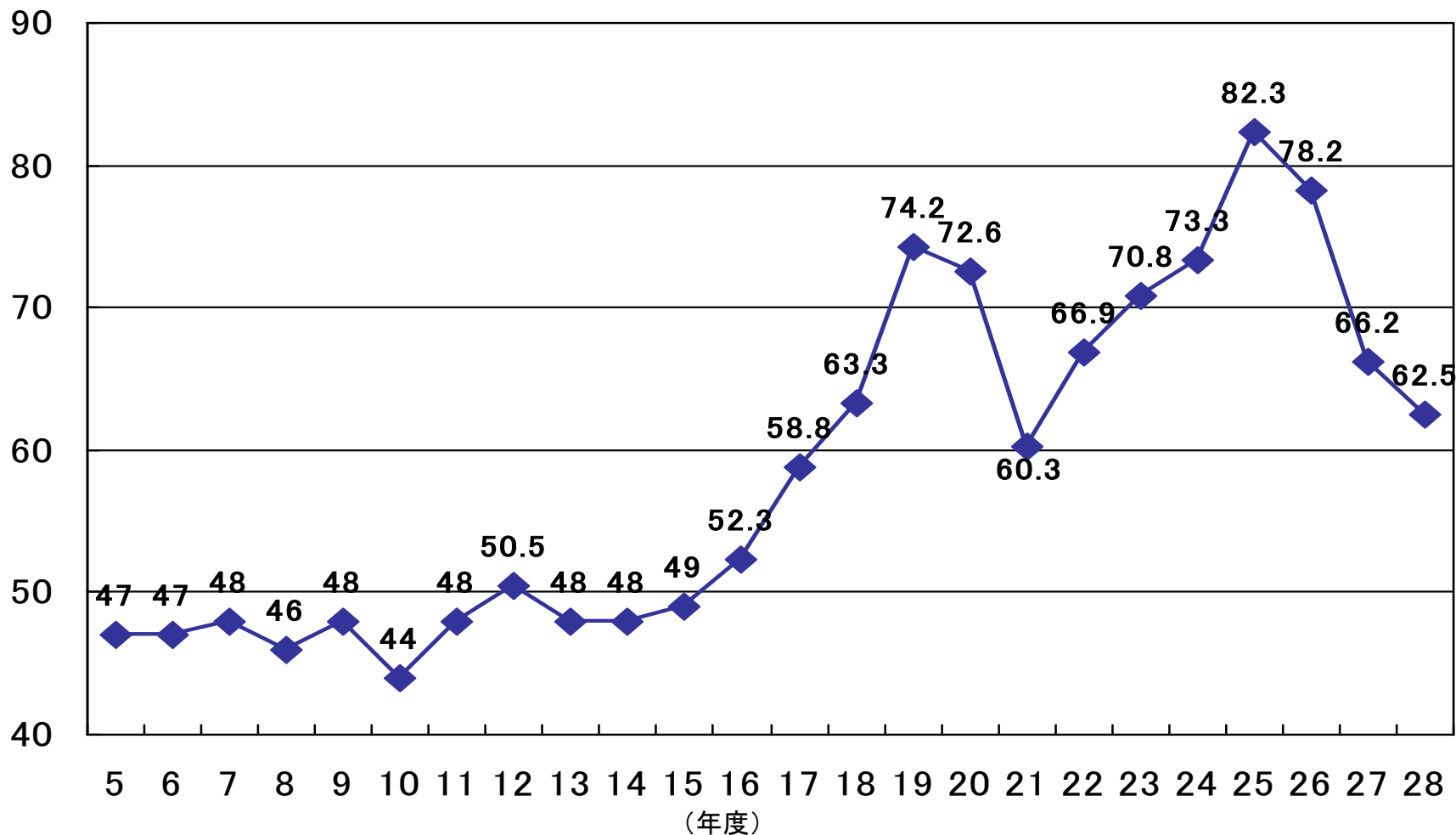


※経常利益率＝経常利益÷運送収入×100

【山梨県タクシー協会調べ】

【LPG価格の推移】

(円/リットル)



【山梨県タクシー協会調べ】

⑩その他の取り組み

【自治体等と連携によるタクシー輸送】

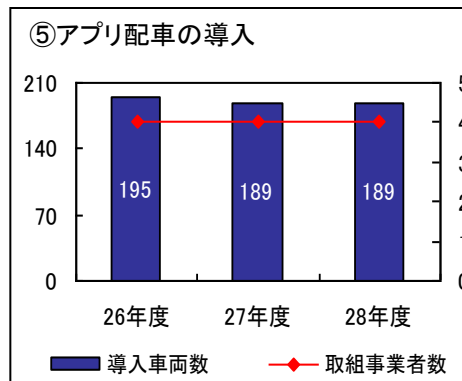
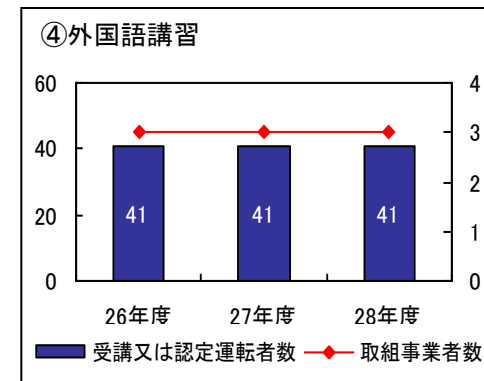
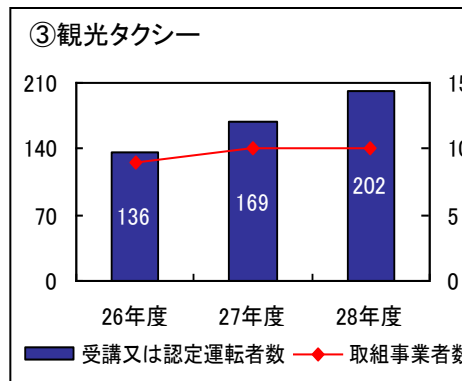
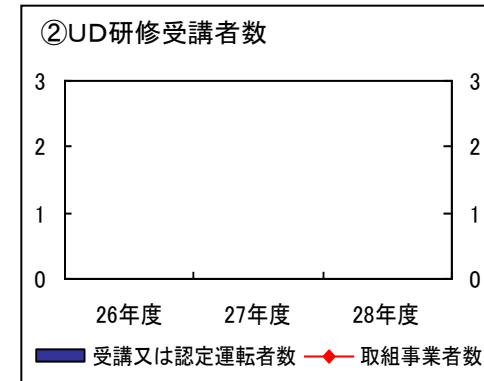
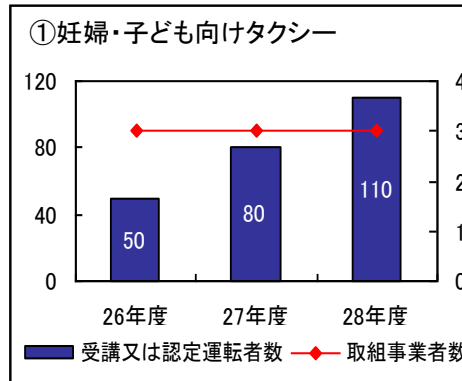
- ・エンジン01文化戦略会議オープンカレッジin甲府
平成25年11月28日(木)～12月2日(月) 甲市内各所
- ・全国障害者芸術・文化祭やまなし大会
平成25年12月6日(金)～8日(日) アイメッセ山梨
- ・春の蔵出し!ワインバー
平成26年5月23日(金)～6月1日(日) 甲府駅北口よっちゃばれ広場
- ・地ビールフェスト甲府
平成26年7月26日(土)～8月3日(日) 甲府駅北口よっちゃばれ広場
- ・NCERフォーラムin山梨
平成27年1月31日(土)～2月8日(日) アイメッセ山梨ほか
- ・春の蔵出し!ワインバー
平成27年5月22日(金)～5月31日(日) 甲府駅北口よっちゃばれ広場
- ・地ビールフェスト甲府
平成27年7月24日(金)～8月4日(日) 甲府駅北口よっちゃばれ広場
- ・青年経営者全国大会in山梨
平成27年9月10日(木)～11日(金) 甲府富士屋ホテルほか
- ・春の蔵出し!ワインバー
平成28年5月27日(金)～6月5日(日) 甲府駅北口よっちゃばれ広場
- ・地ビールフェスト甲府
平成28年7月22日(金)～7月31日(日) 甲府駅北口よっちゃばれ広場

各種大会・イベントの開催期間中にタクシー共通乗車券を作成し、大会関係者や参加者の方たちを駅から会場への輸送を担った。

活性化事業に係る調査の公表について

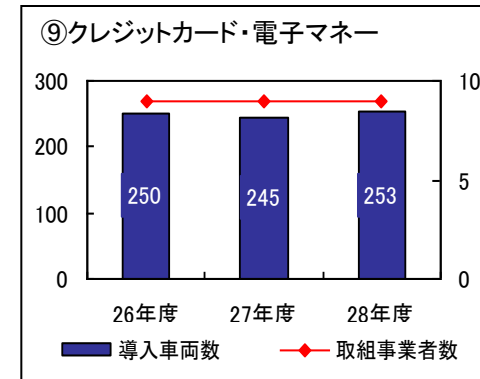
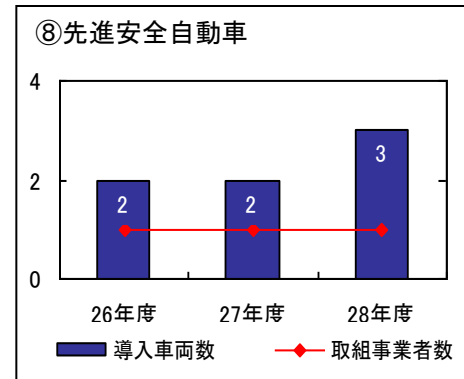
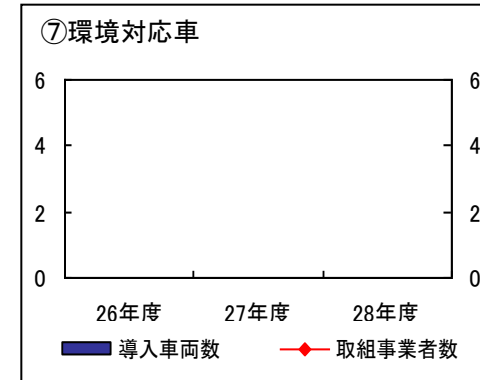
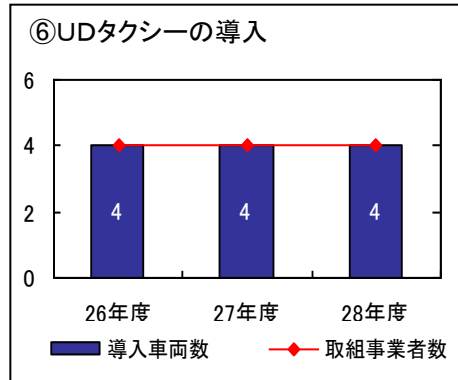
活性化事業について①

		26年度	27年度	28年度	
①	妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア	取組事業者数	3	3	3
	受講又は認定運転者数	50	80	110	
②	UD研修受講者数及び受講運転者数シェア	取組事業者数	0	0	0
	受講又は認定運転者数	0	0	0	
③	観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア	取組事業者数	9	10	10
	受講又は認定運転者数	136	169	202	
④	外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア	取組事業者数	3	3	3
	受講又は認定運転者数	41	41	41	
⑤	アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア	取組事業者数	4	4	4
	導入車両数	195	189	189	



活性化事業について②

		26年度	27年度	28年度	
⑥	UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア	取組事業者数	4	4	4
	導入車両数	4	4	4	
⑦	環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア	取組事業者数	0	0	0
	導入車両数	0	0	0	
⑧	先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア	取組事業者数	1	1	1
	導入車両数	2	2	3	
⑨	クレジットカード・電子マネー等導入車両数及び導入車両数シェア	取組事業者数	9	9	9
	導入車両数	250	245	253	



活性化事業に係る調査項目における 目標の設定について

活性化調査項目における目標値の設定について

協議会は、活性化の取組みを計画的に進めるため、下記項目ごとに目標値を設定し、目標達成度や目標達成に必要な取組みについて、今後、協議を行う。

【目標値設定について】

- 目標値は、率（シェア）、値（数）のどちらでも良い
- 目標値は、年度末時点で達成すべき値を設定する
- 設定した目標値は、毎年6月末までに国に報告

【各活性化項目の目標値】

- ①妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア
（地域計画記載済み）
 - （1）タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり
 - チャイルドシートの導入
- ②UD研修受講者数及び受講者数シェア
（地域計画記載なし）
- ③観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア
（地域計画記載済み）
 - （6）観光立国に向けての取り組み
 - 観光タクシーの運行
- ④外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア
（地域計画記載済み）
 - （1）タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり
 - （2）安全性の維持・向上
 - （6）観光立国に向けての取り組み
 - 接客サービス向上のための講習会の実施
- ⑤アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア
（地域計画記載なし）

【設定することが望ましい項目】

⑥UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア
(地域計画記載済み)

- (1) タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり
○ユニバーサルデザインタクシー車両の導入促進

⑦環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア
(地域計画記載済み)

- ※「環境対応車」はEV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド）
FCV（燃料電池車）。
※ガソリン燃料等のハイブリッド車は含まない。

- (3) 環境問題への貢献
○電気自動車・ハイブリッド車等低公害車の導入促進

⑧先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア
(地域計画記載なし)

- ※「先進安全自動車（AVS）導入車」は衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置、車両横滑り時制御力・駆動力制御装置等を搭載した車両をいう。

⑨クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア
(地域計画記載済み)

- (1) タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり
○電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会 地域計画の一部改正について

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

制 定 平成21年10月28日

(目的)

第1条 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、甲府交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組みを中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
2 この要綱において、「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車をいう。
3 この要綱において、「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
4 この要綱において、「労働組合」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。
5 この要綱において、「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認められる事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

(注) (1)～(4)は法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同条第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長
 - ① 山梨県知事又はその指名する者
 - ② 甲府市長又はその指名する者
 - ③ 甲斐市長又はその指名する者
 - ④ 中央市長又はその指名する者
 - ⑤ 昭和町長又はその指名する者
- (2) タクシー事業者等
 - ① 一般社団法人山梨県タクシー協会 会長
 - ② 山梨県タクシー協会甲府支部 正副支部長
- (3) 労働組合
 - ① 全国自動車交通労働組合総連合会山梨地方連合会を代表する者
 - ② 全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者
- (4) 地域住民の代表
 - ① 甲府市自治会連合会 会長
 - ② 甲斐市自治会連合会 会長
 - ③ 甲府市消費者協会 会長
- (5) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 甲府駅長又はその指名する者
- (6) 学識経験者
- (7) その他協議会が必要と認める者
 - ① 山梨労働局長又はその指名する者
 - ② 山梨県警察本部長又はその指名する者

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の場を総括する。

3 会長の任期は平成31年9月30日までとする。

4 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には、事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

7 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成31年9月30日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として、会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 役員の選出を議決する場合 前条に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合は、それぞれ種別ごとに1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 関係地方自治体の長が全て合意していること。

② 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

② 準特定地域計画に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。

⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)～(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。

12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものと

し、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会の開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。
- 15 協議会は協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に加え軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の協議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成23年7月5日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年12月17日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年1月22日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年2月25日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月23日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成 年 月 日一部改正、同日から施行する。

甲府交通圏の輸送実績前年比較表について

平成29年4月

	延実在 車両数	延実働 車両数	実働率	実車キロ	走行キロ	実車率	輸送回数	輸送人員	運送収入 (千円)
H29.4	11,280	9,106	80.7	453,703	1,039,832	43.6	121,371	172,030	199,805
H28.4	11,340	9,358	82.5	475,060	1,094,611	43.4	123,848	175,296	202,768
前年比	99.4%	97.3%	97.8%	95.5%	95.0%	100.5%	98.0%	98.1%	98.5%

	実働1日1車当り				1回当り 実車キロ	キロ当り 運送収入	車両数
	実車キロ	走行キロ	運送収入	輸送回数			
H29.4	49.8	114.2	21,942	13.3	3.7	192.1	376
H28.4	50.7	117.0	21,668	13.2	3.8	185.2	378
前年比	98.2%	97.6%	101.3%	100.7%	97.4%	103.7%	98.8%

平成29年5月

	延実在 車両数	延実働 車両数	実働率	実車キロ	走行キロ	実車率	輸送回数	輸送人員	運送収入 (千円)
H29.5	11,646	9,191	78.9	449,018	1,039,160	43.2	117,598	166,661	191,403
H28.5	11,718	9,525	81.3	444,481	1,035,459	42.9	118,434	166,651	189,522
前年比	99.4%	96.5%	97.0%	101.0%	100.4%	100.7%	99.3%	100.0%	101.0%

	実働1日1車当り				1回当り 実車キロ	キロ当り 運送収入	車両数
	実車キロ	走行キロ	運送収入	輸送回数			
H29.5	48.8	113.1	20,825	12.8	3.8	184.2	376
H28.5	46.6	108.7	19,897	12.4	3.8	183.0	378
前年比	104.7%	104.0%	104.7%	103.2%	100.0%	100.6%	99.5%